

12月定例会

町長、議会議員など 給与・報酬を減額

町長は平成17年10月13日、報酬審議会に対し、「特別職等の給与・報酬について、住民の理解と納得がえられる金額になるように」と諮問を行いました。

12月8日、その答申を受け、本定例会に給与等の条例改正案4件を提案しました。

議会は、慎重審議の結果、現在の情勢の中ではやむなしと判断し、すべての議案について全員賛成で可決しました。

答申内容

合併が実現されなかったことにより、安定した財政基盤の確立ができず、単独での厳しい財政運営を行っていかねばならない。

また、経常収支比率が88・6%で財政の硬直化が進んでいること、行財

政改革により総人件費の削減が求められていることなどを総合的に判断して、次のとおり減額する答申が示された。

町長	7%
助役	5%
収入役	4%
教育長	3%
議会議員	2%

特別職・教育長の給与の改正

職名		現行	改正後
町長	月額	76.5万円	71.2万円
助役	月額	65.4万円	62.2万円
収入役	月額	61.2万円	58.8万円
教育長	月額	58.6万円	56.9万円

議会議員の報酬の改正

職名		現行	改正後
議長	月額	33.1万円	32.5万円
副議長	月額	27.6万円	27.1万円
委員長	月額	26.8万円	26.3万円
議員	月額	26.0万円	25.5万円

○議会議員

議会は、9月議会で、今後厳しくなる財政事情を考慮し、いち早く人件費抑制に取り組み、定数を4名削減、さらに2%減額する。

非常勤職員の給与の改正(一部抜粋)

職名		現行	改正後
教育委員	年額	289,200円	284,900円
選挙管理委員	年額	86,600円	85,300円
監査委員(学識経験者)	年額	386,000円	380,200円
農業委員	年額	251,000円	247,200円
消防団員	年額	32,600円	32,100円
社会教育指導員	月額	106,900円	105,300円

12月定例会は、12月7日に招集され、20日までの14日間で開催されました。
町長より提出された町長、議員等の給与・報酬を引き下げる議案をはじめ、9月定例会で継続審査としていた各会計の決算など26議案を審議し、いずれも可決・認定しました。